

「在宅医療・介護連携」に関する相談と回答

資料-1

R7-No.1

第3回協議会報告分(令和7年4月～令和8年1月)

番号	相談種別	相談者	相談内容	回答内容
07001	介護との連携	介護従事者 (複数)	受診の際、本人や家族に対して「デイサービスに行った方がよい」、「施設を探しては(自宅では無理)」などと医師に言われることがある。 医師からの言葉は、医療や介護についての情報にとぼしい本人や家族には影響力が高い。 本人は気持ちの落ち込み、家族はサービスありきとなってしまう等になりやすい。 高齢者の総合相談窓口である「地域包括支援センター」に相談に行ってみては等の助言があるといいのでは。	※ 協議会にて情報共有
07002	その他(研修依頼)	介護事業所 管理者	事業所の認知症ケア向上に向けて悩んでいる。外部で研修をしてもらえるようなところがあれば教えてほしい。 (「認知症ケア」をテーマに開催したとみやすベースにて相談)	地域包括支援センターの認知症地域推進員を紹介。研修の依頼も受けてくれるため問い合わせしてみてもどうか。 →研修開催が決定したと報告あり。
07003	介護報酬	行政	居宅療養管理指導について、R6年度介護報酬改定より、高齢者虐待防止、業務継続計画等の策定が義務化された。(みなし指定含む。経過措置～R8年度末) 医療機関への周知方法について相談したい。	行政からの依頼文章を、複数回メール配信や一斉発送で医師会員周知する。 同様に歯科医師会、薬剤師会にも行政より周知を図る。
07004	その他(主治医意見書)	地域包括支援 センター	介護認定申請の際に、主治医意見書を依頼しても提出が遅い医師がある。保険者としても対応はしているが改善されない。医師会の医師全体に周知する方法がないか。	鳥取市に相談し、同様の課題を感じているとのこと。今一度、他の町にも確認して、東部圏域全体で通知し、状況を改善していきたいと考えているとのこと。具体的には8月以降に通知文書が出せるように準備していく。 R7.10.22付けで1市4町よりお願い文書到達、R7.10.23会員に周知した。
07005	その他(DNAR)	訪問看護	令和7年4月1日より運用開始のDNARプロトコルについて、看取りが近い在宅療養中の患者が、かかりつけ医が不在で訪問できない連休などに死亡した場合、「心肺蘇生などに関する医師の指示書」があれば、かかりつけ医不在でも119番通報をすれば、救急車で病院へ搬送し死亡診断を行うことは可能か。	①書類に不備がない(診療情報提供書があればなおよい)②かかりつけ医に電話連絡がとれる③家族の同意が得られることを条件として、救急隊が病院へ繋ぎ、救急搬送病院で死亡診断をしてもらうことは可能。 医師の指示で、心肺蘇生中止の指示があった場合も、病院までの搬送中、挿管や薬剤投与などの救命措置は行わなくとも、CPRを行いながらサイレンを鳴らして搬送することになる。 119番通報をすると、心肺停止案件であれば特に警察とも連動し、報告することになる。消防が警察へ状況を説明し、警察が介入するかどうかは警察の判断になる。

番号	相談種別	相談者	相談内容	回答内容
07006	その他(主治医意見書)	地域包括支援センター	介護保険のサービス利用中(末期がん)の方が、更新時期にかかりつけ病院の医師に「末期がんではない」と言われ、主治医意見書を書いてもらえなかった。(診療科は同じだが、医師の異動で担当医は変更)サービス継続の必要があると判断し、他医院を受診し、主治医意見書を書いてもらい提出したが非該当となった。対象者は今後も同病院での治療を希望しており、主治医との信頼関係を壊したくないという気持ちがある。このような場合の相談窓口や対応について知りたい。	①鳥取県福祉保健部健康医療局・保健課 保険医療指導担当 ②鳥取市保健所(保健医療課)鳥取市医療安全支援センター
07007	その他(ACPノート)	特別養護老人ホーム	施設利用者が尊厳ある最期を迎えるためのツールとして、ACPノートを使用している。運用方法についてアドバイスをほしい。また地域でのノートの普及率等を教えてほしい。	入居前に、家族と本人でノートを使用しながら、生活歴や大切にしていること、できれば最期のことなどの希望を話し合っただくようにノートを配布して、入居時に改めて、専門職も交えて話し合いをしてから入居していただくようにしている。またその内容に関わる職種で共有して、日々のケアに活かしているとのこと。ノートを書くことが目的ではない為、コミュニケーションのツールとしてまずは必要だと思われる部分から使用していただいたら良いのではないかと。